

# 伊万里市地域防災計画

原子力災害対策編

伊万里市防災会議



# 目 次

## 第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の周知徹底	2
第4節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 及び当該地域における防護措置の概要	2
第5節	災害の想定	4
第6節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	4

## 第2章 災害予防対策計画

第1節	基本方針	1 3
第2節	原子力事業者が作成する防災業務計画に対する意見提出等	1 3
第3節	立入調査への同行	1 3
第4節	原子力防災専門官との連携	1 3
第5節	情報の収集、連絡体制等の整備	1 4
第6節	組織体制等の整備	1 7
第7節	広域防災体制の整備	1 9
第8節	避難収容活動体制の整備	2 1
第9節	学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等の避難計画等	2 5
第10節	飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	2 8
第11節	緊急輸送活動体制の整備	2 9
第12節	救助・救急、医療及び防護に必要な資機材等の整備	3 0
第13節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	3 1
第14節	原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発等	3 2
第15節	防災業務関係者の人材育成	3 3
第16節	防災訓練の実施	3 4
第17節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	3 6

### 第3章 災害応急対策計画

第1節	基本方針	38
第2節	通報連絡、情報収集活動	38
第3節	住民等への的確な情報伝達活動	46
第4節	活動体制の確立	50
第5節	国、県等関係機関との連携	55
第6節	防災業務関係者の安全確保	57
第7節	緊急時モニタリング活動	59
第8節	避難、屋内退避等の防護措置	60
第9節	医療活動等	69
第10節	学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	72
第11節	飲料水、飲食物の摂取制限等	74
第12節	緊急輸送活動	77
第13節	救助・救急活動	79
第14節	文教対策計画	80
第15節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	83
第16節	家畜等の管理対策計画	84
第17節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	85

### 第4章 災害復旧対策計画

第1節	基本方針	88
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	88
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	88
第4節	職員の派遣要請	88
第5節	放射性物質による環境汚染への対処	89
第6節	放射性物質の付着した廃棄物の処理	90
第7節	各種制限措置の解除	91
第8節	環境放射線モニタリングの実施と結果公表	92
第9節	災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等	93
第10節	風評被害等の影響の軽減	94
第11節	被災中小企業等に対する支援	95
第12節	心身の健康相談活動	96

### 第5章 複合災害対策計画

第1節	基本方針	97
第2節	災害予防対策計画	97
第3節	災害応急対策計画	98
第4節	災害復旧計画	100

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

### 1. 伊万里市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、伊万里市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編並びに佐賀県地域防災計画及び原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和4年7月6日改正）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と整合性を図りながら、緊密に連携を図ったうえで作成したものである。

市及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような体制を整備するものとする。

### 2. 伊万里市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「伊万里市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「伊万里市地域防災計画（第2編風水害対策、第3編地震・津波災害対策）」によるものとする。

### 3. 原子力事業者防災業務計画との関係

原子力事業者が防災業務計画を作成又は修正するに当たっては、この計画との整合性を図るとともに、必要な事項については、具体的な計画を定めておくものとする。

### 4. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画の見直し等により修正の必要があると認められる場合には、これを変更するものとする。

### 第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、防災対策に万全を期すものとする。

### 第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要

防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安や設定の考え方を踏まえ、本市においては以下のとおりとする。

#### 1. 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、EALに依拠して、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を玄海原子力発電所からおおむね半径5kmの円内を含む地域とする。

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）に基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

## 緊急事態区分の概要

区分	対象事象等	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

なお、本市においては、当該区域に該当する区域はないが、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって本市においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合を、「情報収集事態」とし、国、県、玄海町、唐津市と連絡体制の確立等を行う。

## 2. 緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective action planning Zone。以下、「UPZ」という。）及び防護措置の概要

UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）に基づき緊急時防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を発電所から半径30kmの円内とするが、本市においては、全市的な取り組みによる効果的で効率的な防災対策の推進を図るため、玄海原子力発電所からおおむね半径30km円外となる大川内町、松浦町、二里町の一部の地域を含めた市内全域を対象地域とする。

UPZにおいては、原子力緊急事態となった際にはEALに基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。

また、UPZにおいては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、OILと照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

なお、玄海原子力発電所 1 号機及び 2 号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 3 3 の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成 3 0 年 2 月及び令和 2 年 1 2 月の冷却告示において定められている。

この告示により、1 号機及び 2 号機における原子力災害対策重点区域は発電所からおおむね 5 km の円内が U P Z となり、3 号機及び 4 号機における P A Z と同一の範囲となる。

#### 第 5 節 災害の想定

市は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国及び県の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努める。

#### 第 6 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、県内の他市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、伊万里市地域防災計画第 1 編総則第 2 章第 2 節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。加えて、特に原子力防災に関する事項について記載すべき事項については、次のとおりとする。

##### 1. 市

処理すべき事務又は業務
(1) 原子力防災体制の整備に関する事
(2) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事
(3) 通信施設及び通信連絡体制の整備に関する事
(4) 環境条件の把握に関する事
(5) 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関する事
(6) 教育及び訓練の実施に関する事
(7) 他の市町との相互応援に関する事
(8) 事故発生時における国、県等との連絡調整に関する事
(9) 災害に関する情報収集、伝達及び広報に関する事
(10) 緊急時モニタリングへの協力に関する事
(11) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限に関する事
(12) 行政機関、学校等の退避に関する事
(13) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関する事
(14) 被ばく者の診断及び措置への協力に関する事
(15) 災害時の交通及び輸送の確保に関する事
(16) 要配慮者対策に関する事



処理すべき事務又は業務

- (17) 汚染飲食物の摂取制限に関する事
- (18) 汚染農林水産物等の出荷制限等に関する事
- (19) 文教対策に関する事
- (20) 放射性物質による汚染の除去に関する事
- (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事
- (22) 各種制限措置の解除に関する事
- (23) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関する事
- (24) 風評被害等の影響の軽減に関する事
- (25) その他災害対策に必要な措置に関する事

2. 伊万里・有田消防本部（以下「消防本部」という）

処理すべき事務又は業務

- (1) 住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助に関する事
- (2) 一般傷病者の救急看護に関する事
- (3) 被ばく者の診断及び措置への協力に関する事
- (4) 避難等の誘導に係る資料の整備に関する事
- (5) 防護対策を講ずべき地域の消防対策に関する事

### 3. 県

処理すべき事務又は業務	
(1)	原子力防災体制の整備に関する事
(2)	通信施設及び通信連絡体制の整備に関する事
(3)	緊急時モニタリング施設及び体制の整備に関する事
(4)	応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事
(5)	環境条件の把握に関する事
(6)	原子力防災に関する知識の普及啓発に関する事
(7)	教育及び訓練の実施に関する事
(8)	事故発生時における国、市町等との連絡調整に関する事
(9)	国等から派遣される専門家等の受入及び調整に関する事
(10)	自衛隊の災害派遣に関する事
(11)	他の都道府県との相互応援に関する事
(12)	災害に関する情報収集及び伝達に関する事
(13)	緊急時モニタリングの実施に関する事
(14)	市町長に対する住民等の退避及び避難並びに立入制限の指示・助言に関する事
(15)	被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関する事
(16)	被ばく者の診断及び措置に関する事
(17)	行政機関、学校等の退避に関する事
(18)	市町長に対する汚染飲食物の摂取制限の指示等に関する事
(19)	市町長に対する汚染農林水産物等の出荷制限の指示等に関する事
(20)	災害時の交通及び輸送の確保に関する事
(21)	要配慮者対策に関する事
(22)	災害時の文教対策に関する事
(23)	放射性物質による汚染の除去に関する事
(24)	放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事
(25)	市町長に対する各種制限措置の解除の指示に関する事
(26)	風評被害等の影響の軽減に関する事
(27)	その他災害対策に必要な措置に関する事

### 4. 県警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務
佐賀県警察	(1) 住民等の退避及び避難誘導に関する事 (2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備に関する事 (3) 避難路及び緊急交通路の確保に関する事 (4) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 (5) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 (6) 警察災害派遣隊等に関する事

5. 県内の他市町（玄海町、唐津市を除く）

処理すべき事務又は業務
(1) 玄海町、唐津市、伊万里市の住民等の避難受入に係る協力に関する事

6. 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(1) 九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 警察災害派遣隊等の運用及び広域応援の指導調整に関する事</li> <li>② 広域的な交通規制の指導調整に関する事</li> <li>③ 災害に関する情報収集及び連絡調整に関する事</li> </ul>
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時の財政金融、国有財産の管理及び調整に関する事</li> </ul>
(3) 九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係職員の現地派遣に関する事</li> <li>② 独立行政法人国立病院機構への救護班の出動要請及び連絡調整、被災傷病者の収容・治療の要請に関する事</li> </ul>
(4) 九州農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時の農地、農業用施設、家畜・家きん、農畜水産物等に関する状況の把握及び安全性確認のための指導に関する事</li> <li>② 応急用食料等の確保等に関する指導に関する事</li> <li>③ 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導に関する事</li> <li>④ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動制限及び解除に関する指導に関する事</li> <li>⑤ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関する事</li> </ul>
(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 林野、林産物の状況の把握に関する事</li> </ul>
(6) 九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時の物価安定対策に関する事</li> <li>② 被災商工業者への支援に関する事</li> <li>③ 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事</li> </ul>

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(7) 九州運輸局 (佐賀運輸支局、 佐賀運輸支局唐津 庁舎)	① 災害時における輸送用車両のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること ② 自動車運送業者に対する運送命令等に関すること ③ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること ④ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
(8) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港出張所)	① 航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること ② 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(9) 第七管区 海上保安本部 (唐津海上保安部)	① 災害時における船舶の退避及び立入制限の措置に関すること ② 緊急時海上モニタリングの支援に関すること ③ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること ④ 海上における救急・救助活動の実施に関すること
(10) 福岡管区 気象台 (佐賀地方気象台)	① 災害時における気象情報の発表及び伝達に関すること ② 緊急モニタリング本部への支援に関すること
(11) 九州総合通信局	① 災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理に関すること
(12) 佐賀労働局	① 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること ② 労働災害調査及び労働者の労災補償に関すること
(13) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 武雄河川事務所、筑 後川河川事務所)	① 国管理の国道、一級河川の管理及び調整に関すること ② 交通規制及び輸送路の確保に関すること

## 7. 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 陸上自衛隊 西部方面隊	① 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援に関すること ② 住民の避難等における陸上輸送支援に関すること ③ その他災害応急対策の支援に関すること
(2) 海上自衛隊 佐世保地方隊	① 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援に関すること ② 住民の避難等における海上輸送支援に関すること ③ その他災害応急対策の支援に関すること
(3) 航空自衛隊 西部航空方面隊	① その他災害応急対策の支援に関すること

## 8. 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	① 災害時における通信の確保に関する事
(2) 株式会社NTTドコモ (佐賀支店)	
(3) KDDI株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	① 通貨の円滑な供給確保に関する事 ② 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関する事
(7) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	① 災害時における医療救護等の実施に関する事
(8) 日本放送協会 (佐賀放送局)	① 災害情報の伝達に関する事 ② 原子力防災知識の普及に関する事
(9) 西日本高速道路株式会社(九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所)	① 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関する事
(10) 九州旅客鉄道株式会社	① 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事
(11) 日本貨物鉄道株式会社(九州支社)	① 鉄道施設等の防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事
(12) 日本通運株式会社(佐賀支店)	① 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事
(13) 日本郵便株式会社佐賀中央郵便局	① 災害時における郵政業務の確保に関する事 ② 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事

9. 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	① 災害時における入院患者等の安全確保に関すること ② 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 公益社団法人佐賀県トラック協会	① 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(3) 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	
(4) 株式会社エフエム佐賀	① 災害時における通信の確保に関すること ② 原子力防災知識の普及に関すること
(5) 株式会社サガテレビ	
(6) 長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局	
(7) 一般社団法人佐賀県医師会	
(8) 公益社団法人佐賀県看護協会	① 災害時における看護、保健指導・支援に関すること
(9) 一般社団法人佐賀県歯科医師会	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(10) 一般社団法人佐賀県薬剤師会	
(11) 社会福祉法人伊万里市社会福祉協議会	① 県・市が行う被災者状況調査への協力に関すること

10. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(1) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合、商工会議所及び商工会	① 県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(2) 商工会議所、商工会	① 県、市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること

(3) 佐賀大学医学部 附属病院	① 災害時における入院患者等の安全確保に 関すること ② 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(4) 病院等医療施 設の管理者	
(5) 社会福祉施設 の管理者	① 災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(6) 私立学校等の 設置者等	① 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関 すること ② 災害時における文教対策の実施に関すること
(7) その他法令又 はこの計画により 防災に関する責務 を有する者	① 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

#### 1.1. 原子力事業者

機 関 名	処理すべき事務又は業務
九州電力株式会社	① 原子力発電所の災害予防に関すること ② 原子力発電所の防災体制の整備に関すること ③ 緊急時の応急対策活動体制の整備に関すること ④ 通信連絡施設及び通信連絡体制の整備に関すること ⑤ 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること ⑥ 緊急時モニタリング設備及び機器類の整備に関す ること ⑦ 教育及び訓練の実施に関すること ⑧ 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関すること ⑨ 事故発生時における国、県、市町等への通報連絡に 関すること ⑩ 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供に 関すること ⑪ 原子力発電所の施設内の応急対策に関すること ⑫ 緊急時モニタリングの実施に関すること ⑬ 県、関係市町、防災関係機関が実施する防災対策へ の協力に関すること ⑭ 原子力災害医療措置の実施のための協力に関すること ⑮ 相談窓口の設置等災害復旧に関すること



## 第2章 災害予防対策計画

### 第1節 基本方針

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する災害予防体制の整備を中心に定める。

### 第2節 原子力事業者が作成する防災業務計画に対する意見提出等

#### 1. 原子力事業者防災業務計画の協議

原子力事業者が、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正する場合において、県等と協議する際は、市は、県に対し市地域防災計画との整合性を保つため、意見を提出する。

#### 2. 原子力防災管理者の選任等の届出の受領

原子力事業者から県に対し、原子力防災組織の原子力防災要員現況届出や原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任届出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況届出があった場合は、市は当該届出に係る書類の写しを県から受領する。

### 第3節 立入調査への同行

市は、県が玄海原子力発電所で異常が発生した場合、及び周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合に実施する発電所施設内その他必要な場所への立入調査に、必要に応じて同行するものとする。

その場合、市は、原子力事業者に対し、同行者の職、氏名その他必要事項を通知するものとする。

### 第4節 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策）の作成、原子力事業者の防災対策に関する事項、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民への原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制などの緊急時の対応等について、原子力防災専門官と、平常時から密接な連携を図るものとする。

## 第5節 情報の収集、連絡体制等の整備

### <計画の目的>

市は、国、県、県内の他の市町及び原子力事業者と連携し、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、体制等を整備する。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
情報の収集、連絡体制の整備	防災危機管理課 情報政策課 消防調整課 総務課	国 県 県警察 原子力防災専門官 海上保安部 県内の市町 原子力事業者
情報の分析整理と活用体制の整備	防災危機管理課 総務課	国 県 県内の市町 原子力事業者
通信手段の確保	情報政策課 防災危機管理課 消防調整課 総務課	国 県 県内の市町 原子力事業者 非常通信連絡会

### <計画の内容>

#### 1. 情報の収集、連絡体制の整備

##### (1) 市及び関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関等と、相互の情報収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

##### (2) 機動的な情報収集体制

市は、県及び県警察が機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の強化をする場合において協力する。

##### (3) 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、市域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

#### 2. 情報の分析整理と活用体制の整備

##### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

##### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について、防災関係機関の利用の促進が図られるよう情報のデータベース化等の推進に努める。

##### (3) 防災対策上必要とされる資料のオフサイトセンター等への備え付け

市は、県の協力を得て、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、緊急時モニタリング等に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定

施設に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

- ① 原子力事業所及び施設に関する資料
- ② 周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料
- ③ 周辺地域の気象資料や平常時のモニタリング等に関する資料
- ④ 防災資機材の配備状況等に関する資料
- ⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
- ⑥ 避難に関する資料

### 3. 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備等の整備を行うとともに、操作方法等の習熟、保守点検の実施等により、円滑な運用が図られるよう努める。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整に努める。

#### (1) 専用回線網の整備

##### ① 市と国、県との間の専用回線網

市は、緊急時における国、県との間の通信体制を充実、強化のため、国（原子力規制委員会、内閣府）と県が連携して整備・維持する専用回線網について、取扱いに習熟し、円滑な活用を図る。

##### ② オフサイトセンターとの間の専用回線網

県及び原子力規制委員会、内閣府は、オフサイトセンターと市及び県との間に通信連絡のための専用回線網の整備、維持に努める。

##### ③ 原子力事業者の通報連絡網

原子力事業者は、市、県及びオフサイトセンターの間に、通報連絡のための電話連絡網の整備、維持に努める。

#### (2) 防災行政無線等の運用

市は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、市防災行政無線施設・設備の管理に万全を期すとともに、災害時にも有効に活用できるよう、操作方法の習熟に努める。

#### (3) 通信手段、経路の多様化

##### ① 災害に強い伝送路の構築

市は、国、県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

##### ② 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用にも努めるものとする。

##### ③ 多様な情報収集、伝達システム

市は、被災現場の状況を迅速に収集するため、県及び県警察からの画像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システム等の整備及び円滑な活用が図られるよう努める。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

④ 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社を含む。以下本編において同じ。）から提供されている災害時優先電話等の効果的な活用が図られるよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

⑤ 非常通信連絡会との連携

市は、佐賀地区非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保対策を推進する。

⑥ 移動通信系

市は、MCA無線、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

⑦ 通信輻輳の防止

市は、県及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ関係機関の間で非常時における運用方法について十分な調整に努めるものとする。

⑧ 電源喪失時の対応

市は、県と協力し、庁舎が停電した場合に備え、バッテリー内蔵の衛星携帯電話や、黒電話（電源不要）の活用が円滑に図られるよう努める。

(4) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

市は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(5) 災害用伝言サービスの活用促進

市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

## 第6節 組織体制等の整備

### <計画の目的>

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、あらかじめマニュアルを整備するなど必要な体制を整備しておくものとする。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
警戒態勢を取るために必要な体制等の整備	防災危機管理課 総務課	国 県 原子力防災専門官 原子力事業者
災害対策本部体制の整備	防災危機管理課 総務課	県
原子力災害合同対策協議会の対策拠点施設における体制の整備	防災危機管理課 総務課	国 県 原子力事業者
緊急時モニタリング要員の確保	環境政策課 防災危機管理課 総務課	国 県 県内の市町 原子力事業者 その他モニタリング関係機関
長期化に備えた動員体制の整備	防災危機管理課 総務課	

### <計画の内容>

#### 1. 警戒態勢を取るために必要な体制等の整備

##### (1) 警戒態勢等を取るために必要な体制

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、警戒事態の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、災害対策のための警戒態勢に関するマニュアルの整備など必要な体制の整備に努める。

##### (2) 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国がオフサイトセンターにおいて開催する国の現地事故対策連絡会議への派遣要請に対し、迅速に職員を派遣するため、あらかじめ派遣する職員を指定しておくものとする。

#### 2. 災害対策本部体制の整備

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は市長がその必要を認めた場合において、災害対策本部を迅速に設置、運営するため、設置場所、組織、所掌事務、職員の参集体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指

示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

### **3. 原子力災害合同対策協議会のオフサイトセンターにおける体制の整備**

#### **(1) 原子力災害合同対策協議会等の組織体制**

市は、緊急事態宣言の発出後、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織するための体制を整備しておくものとする。

#### **(2) 派遣職員等**

市は、オフサイトセンターにおいて防災対策に従事する職員、派遣方法及びその役割等について、あらかじめ定めておくものとする。

### **4. 緊急時モニタリング要員の確保**

市は、原子力規制委員会の統括のもと県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備する。

### **5. 長期化に備えた動員体制の整備**

市は、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

## 第 7 節 広域防災体制の整備

### <計画の目的>

市は平常時から県及び防災関係機関等と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、広域的な応援体制の整備に努める。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
防災関係機関相互の情報交換	防災危機管理課 消防調整課	国 県 原子力防災専門官 県警察 指定公共機関 指定地方公共機関 原子力事業者
広域的な応援協力体制の整備	防災危機管理課	県 原子力事業者
緊急消防援助隊の受入体制の整備	消防調整課 防災危機管理課	消防庁 県
自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備	防災危機管理課	自衛隊 県
専門家の派遣要請手続の整備	防災危機管理課	国 県

### <計画の内容>

#### 1. 防災関係機関相互の情報交換

市は、平常時から原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、県、玄海町、唐津市、自衛隊、県警察、消防機関、海上保安庁、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

#### 2. 広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、県内の市町との応援協定の締結を図るとともに、原子力事業者の協力の内容等に関して、あらかじめ必要な調整を行う。

#### 3. 緊急消防援助隊の受入体制の整備

消防機関は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡方法の整備に努める。

#### 4. 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

市は、自衛隊の災害派遣要請の要求が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくなど必要な体制を整備する。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救

助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊の災害派遣要請の要求を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

- (1) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請の要求
- (2) 派遣要請先に対する要請の要求をした旨及び災害の状況の通知
- (3) 派遣要請先に対する要請の要求ができない旨及び災害の状況等の通知

#### 5. 専門家の派遣要請手続の整備

市は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合又は災害警戒本部等を設置した場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請を行う手続きを、あらかじめ定めておくものとする。



## 第 8 節 避難収容活動体制の整備

### <計画の目的>

市は、住民等の安全確保を図るため、平常時から屋内退避及び住民避難の場合における体制の整備に努める。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
避難計画の策定	防災危機管理課	国 県 県警察 自衛隊 海上保安部 原子力事業者 県バス・タクシー協会
指定避難所等の指定等	防災危機管理課	県 県警察 県内の市町
要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	福祉課 長寿社会課 健康づくり課 まちづくり課 消防調整課	県
住民等の避難状況の確認体制の整備	消防調整課	県
警戒区域を設定する場合の計画の策定	防災危機管理課	県
指定避難所における避難方法等の周知	防災危機管理課 情報政策課	県 県内の市町

### <計画の内容>

#### 1. 避難計画の策定

市は、国、県、県内の市町、自衛隊、海上保安部、原子力事業者、県バス・タクシー協会及び関係機関の協力のもと、以下の点に配慮し、避難等に関する詳細な計画を別に策定する。

○別冊：「伊万里市原子力災害避難計画」

- (1) UPZについては、OILに基づく防護措置の実施に備え、避難誘導計画を策定するものとする。ただし、PAZの住民避難等が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を実施することを原則とする。
- (2) 避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲外に確保する。
- (3) 個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。なお、県による調整が困難な場合においては、国に調整を要請するものとする。

- (4) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。
- (5) 円滑な避難のため、避難路は可能な範囲で分散するよう努めるものとする。
- (6) 住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、単一の避難路及び避難先をあらかじめ定める。ただし、避難先が放射性物質に汚染され、再移転が必要となる場合に備え、一定の住民を収容でき、再移転先とできる施設を複数確保しておくものとする。

## 2. 指定避難所等の指定等

### (1) 避難所

市は、県及び県内の市町と連携し、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所を避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要な者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市及び県内その他市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

### (2) 避難誘導用資機材

市は、県と連携し、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努めるとともに、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

### (3) コンクリート屋内退避体制

市は、国、県等と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備に努める。

## 3. 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

市は、県と連携し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながらこれらの者に係る避難行動要支援者の全体計画等を整備するとともに、避難行動要支援者の個人計画並びに災害時要援護者避難支援プランの個人プランについては、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

### (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び更新

① 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、市は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等

の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- ② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする

ア 要介護認定を受けている者

イ 身体障がい者1・2級（総合等級）の者で第1種を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く）

ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者

エ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

オ 市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者

カ 上記以外で市が支援の必要を認めた者

- ③ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

- (2) 避難支援等関係者への事前の名簿情報及び個別避難計画の提供等

- ① 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、または、市の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

- ② 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供することができ

る。この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

③ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 伊万里・有田消防本部
- イ 佐賀県警察
- ウ 民生委員法に定める民生委員・児童委員
- エ 社会福祉法に規定する市社会福祉協議会
- オ 伊万里市消防団
- カ 伊万里市駐在員
- キ 地区防災会

④ 避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・ 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・ 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報 の適正な管理に関する確認書を市に提出すること
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること
- ・ 避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること

#### 4. 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立退きの指示等を行った場合に、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

#### 5. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一次立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

この場合、県は警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

#### 6. 指定避難所における避難方法等の周知

市は、指定避難所における避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。

第9節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等の避難計画等

＜計画の目的＞

市は、原子力災害時における安全確保を図るため、県と連携し、幼稚園、小学校、中学校、私立高等学校（以下「学校等」という。）、病院等、社会福祉施設等（保育所等の第2種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。）の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。

また、庁舎や学校等の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先をあらかじめ決定し、退避計画の策定に努めるものとする。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
学校等	学校教育課 教育総務課	学校等の施設管理者
病院等医療機関	健康づくり課	県 医師会
社会福祉施設	福祉課 長寿社会課	県
不特定多数が使用する特定施設等	防災危機管理課 市民センター 教育総務課 スポーツ課 生涯学習課 市民図書館 まちづくり課	県
指導の充実	防災危機管理課	県
行政機関、学校等の退避計画及び業務継続計画の策定	防災危機管理課 情報政策課 教育総務課 学校教育課	県

＜計画の内容＞

1. 学校等

(1) 避難計画の整備

市内に所在する学校等の管理者は、県、市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、生徒等ごとの避難所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

(2) 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

2. 病院等医療機関

(1) 避難計画等の整備

市内に所在する病院等医療機関の管理者は、県、市と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ、緊急連絡体制、U P Z 外の避難所、避難路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

(2) 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

**3. 社会福祉施設**

(1) 避難計画等の整備

市内に所在する社会福祉施設の管理者は、県、市と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ、U P Z 外の避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

(2) 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

**4. 不特定多数が使用する特定施設等**

市内に所在する不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、県、市と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者等、避難誘導に係る計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮するよう努めるものとする。

**5. 指導の充実**

市は、県と連携し、学校等、病院等、社会福祉施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。

**6. 行政機関、学校等の退避計画及び業務継続計画の策定**

市は、県と連携し、庁舎や学校等の所在地が避難指示を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先をあらかじめ決定し、退避計画の策定に努めるものとする。

市は、退避先での業務内容についても検討し、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）（ICT部門のBCPを含む。）の策定に努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努めるものとする。

なお、企業においても、災害時の企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において原子力災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとし、市は、県と連携し、この取り組みに資する情報提供等の取り組みを行うものとする。

第 1 0 節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

＜計画の目的＞

市は、県から飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取制限及び出荷制限を指示がなされた場合に備え、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ整備するよう努めるものとする。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制整備	環境政策課 上下水道部 農山漁村整備課 防災危機管理課 総務課	国 県 農協・漁協等の関係機関
飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	環境政策課 上下水道部 農山漁村整備課 防災危機管理課 総務課	国 県 農協・漁協等の関係機関

＜計画の内容＞

1. 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制整備

市は、県、国及び関係機関と協議し、飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。



## 第 1 1 節 緊急輸送活動体制の整備

### <計画の目的>

市の道路管理者は、国、県の道路管理者及び県警察と連携し緊急輸送活動の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
緊急輸送活動体制の整備	道路河川課 都市政策課 伊万里湾総合開発・国道対策課	国 県 県警察 県内の市町

### <計画の内容>

#### 1. 緊急輸送路の確保体制等の整備

##### (1) 道路管理

市は、国、県の道路管理者と連携し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路の確保を行うため、緊急輸送路の確保体制の充実を図る。

##### (2) 運転者の義務の周知等

市の道路管理者は、県警察と連携し、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

第 1 2 節 救助・救急、医療及び防護に必要な資機材等の整備

<計画の目的>

市は、国、県、県警察、海上保安部、消防機関及び原子力事業者等と連携し、その役割に応じて救助・救急活動に必要な資機材等の整備に努める。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
救助・救急活動用資機材の整備	消防調整課	国 県 県警察 海上保安部
防災業務関係者の安全確保のための情報交換	防災危機管理課 消防調整課	国 県 原子力事業者
原子力災害医療活動用資機材等の整備	防災危機管理課 環境政策課 健康づくり課	国 県
安定ヨウ素剤の服用体制の整備	健康づくり課 防災危機管理課	県

<計画の内容>

1. 救助・救急活動用資機材の整備

市は、消防機関の救助工作車、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努める。

2. 防災業務関係者の安全確保のための情報交換

市は、原子力防災専門官、県及び原子力事業者と連携し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、資機材の整備状況等について、平常時から、相互に密接な情報交換を行うものとする。

3. 緊急被ばく医療活動用資機材等の整備

市は、県が国の情報提供を受け整備する放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の原子力災害時における医療活動（以下、「原子力災害医療」という）用資機材について、県の指示に基づき、保管するものとする。

4. 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

## 第 1 3 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

### <計画の目的>

市は、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、県、県内の市町及び原子力事業者と連携し、住民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
情報項目の整理	情報政策課 防災危機管理課	国 県 県内の市町
情報伝達体制の整備	情報政策課 防災危機管理課 福祉課 長寿社会課 健康づくり課 まちづくり課 消防調整課	県
住民相談窓口設置体制の整備	防災危機管理課 総務課	国 県 県内の市町 原子力事業者
多様なメディアの活用体制の整備	防災危機管理課	国 県 県内の市町 原子力事業者

### <計画の内容>

#### 1. 情報項目の整理

市は、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、県、県内の市町及び原子力事業者と連携し、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

#### 2. 情報伝達体制の整備

市は、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用を努める。

#### 3. 住民相談窓口設置体制の整備

市は、国、県、県内の市町及び原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

#### 4. 多様なメディアの活用体制の整備

市は、国、県、県内の市町及び原子力事業者と連携し、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、ホームページ・ツイッター・フェイスブック（インターネット）、CATV、災害FM、緊急速報メール等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第 1 4 節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発等

＜計画の目的＞

市は、原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、消防庁、県、県内の市町及び原子力事業者と連携し、住民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、広報活動を実施するとともに、放射性物質の除染に関する資料の収集、整備等に努める。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発	防災危機管理課 福祉課 長寿社会課 健康づくり課 まちづくり課 消防調整課	国 県 県内の市町 原子力事業者
災害復旧への備え	防災危機管理課 総務課 環境政策課	国 県 県内の市町 原子力事業者

＜計画の内容＞

1. 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発

市は、原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、消防庁、県、県内の市町及び原子力事業者と連携し、住民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 屋内退避や避難に関すること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- (9) 指定避難所等の運営管理、行動等に関すること
- (10) 放射性物質による汚染の除去に関すること
- (11) 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

2. 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国（安全規制担当省庁）、県、県内の市町及び原子力事業者と協力しながら、放射性物質の除染に関する資料の収集、整備等に努める。

## 第 1 5 節 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

### <計画の目的>

市及び消防機関は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者を、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
緊急事態応急対策に従事する者に対する研修	防災危機管理課 消防調整課	国 県 県警察 県内の市町

### <計画の内容>

#### 1. 防災業務関係者に対する研修

市及び消防機関は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者を、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

## 第 1 6 節 防災訓練の実施

### <計画の目的>

市は、県、県警察、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、国等の支援を受けて訓練計画を策定するとともに、定期的に訓練を実施し、緊急事態応急対策に従事する者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
訓練計画	防災危機管理課 消防調整課	国 県 県警察 原子力事業者
訓練の実施	防災危機管理課 関係各課	国 県 県警察 原子力事業者
訓練の工夫と事後評価	防災危機管理課 総務課 消防調整課	国 県 県警察 原子力事業者

### <計画の内容>

#### 1. 訓練計画

##### (1) 市の訓練計画

市は、県、県警察、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と協力し、内閣府、原子力規制委員会、原子力防災専門官等の支援を受けて、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- ① 災害対策本部等の設置、運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療対策訓練
- ⑥ 住民等に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民参加訓練
- ⑧ その他必要な訓練

##### (2) 国・県の訓練計画

市は、国、県が、市等と総合的な防災訓練を実施するため、その計画を策定する場合、訓練実施計画の企画立案に参画する。

#### 2. 訓練の実施

##### (1) 市の訓練

市は、県、県警察、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と協力し、策定した計画に基づいて定期的に訓練を実施し、緊急事態応急対策に従事する者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

##### (2) 国・県の総合防災訓練

市は、国、県が、市等と総合的な防災訓練を実施する場合、玄海町、唐津市、原子力事業者及び防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を行う。

### 3. 訓練の工夫と事後評価

市は、県、県警察、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、訓練を実施するに当たり、訓練想定について内閣府、原子力規制委員会、原子力防災専門官から助言を受けるとともに、訓練参加者の技術の習熟に資するなど、効果的なものとなるよう工夫する。

また、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、訓練において確認項目の設定を行うとともに、訓練終了後、専門家の活用にも努めながら訓練の評価を行い、必要に応じ訓練やマニュアルの作成に活かしていくなど、原子力防災体制の充実に取り組むものとする。

## 第 17 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備

### <計画の目的>

市は、核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備	防災危機管理課 環境政策課 消防調整課	国 県 県警察 県内の市町 海上保安部 原子力事業者等

### <計画の内容>

#### 1. 核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備

市は、核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、国、県、県警察、県内の市町、消防機関及び海上保安部、原子力事業者及び運搬を委託された者（本節及び第3章第15節において「原子力事業者等」という。）と連携し、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安部等に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

- (1) 原子力事業者等は、事故時に次の措置が迅速かつ的確にとれるよう、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。
  - ① 原子力規制委員会、県、県警察、消防機関及び海上保安部等への迅速な通報
  - ② 消火、延焼防止の措置
  - ③ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
  - ④ モニタリングの実施
  - ⑤ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
  - ⑥ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
  - ⑦ 放射線障がいを受けた者の救出、避難等の措置
  - ⑧ その他放射線障がいの防止のために必要な措置
- (2) 原子力事業者等は、運搬中の事故により施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ、原子力規制委員会、経済産業省、内閣府、県、事故発生場所を所管する市町、県警察、消防機関及び海上保安部など関係機関



に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

- (3) 市及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、又は独自の判断により、必要な措置を実施するための体制を整備する。
- (4) 県警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。
- (5) 消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を都道府県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。
- (6) 海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立ち入り制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づく緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

## 第2節 通報連絡、情報収集活動

### <計画の目的>

市は、施設敷地緊急事態等が発生した場合は、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図る。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
施設敷地緊急事態発生情報の連絡等	統括班 情報班 警防班	県 県警察 海上保安部 原子力防災専門官 原子力事業者 消防本部
全面緊急事態の連絡等	統括班 各班	国 県 県警察 海上保安部 原子力防災専門官 原子力事業者

### <計画の内容>

#### 1. 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

##### (1) 情報収集事態が発生した場合

###### ① 国からの連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室は、県、玄海町、唐津市、伊万里市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

###### ② 県からの連絡

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、その他市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

##### (2) 警戒事態が発生した場合

###### ① 国からの連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合に

は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係県、玄海町、唐津市、伊万里市に対して情報提供を行う。また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県、玄海町、唐津市、伊万里市に対して、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

② 県からの連絡

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、玄海町、唐津市、伊万里市及び県内その他市町、県警察、消防機関、气象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

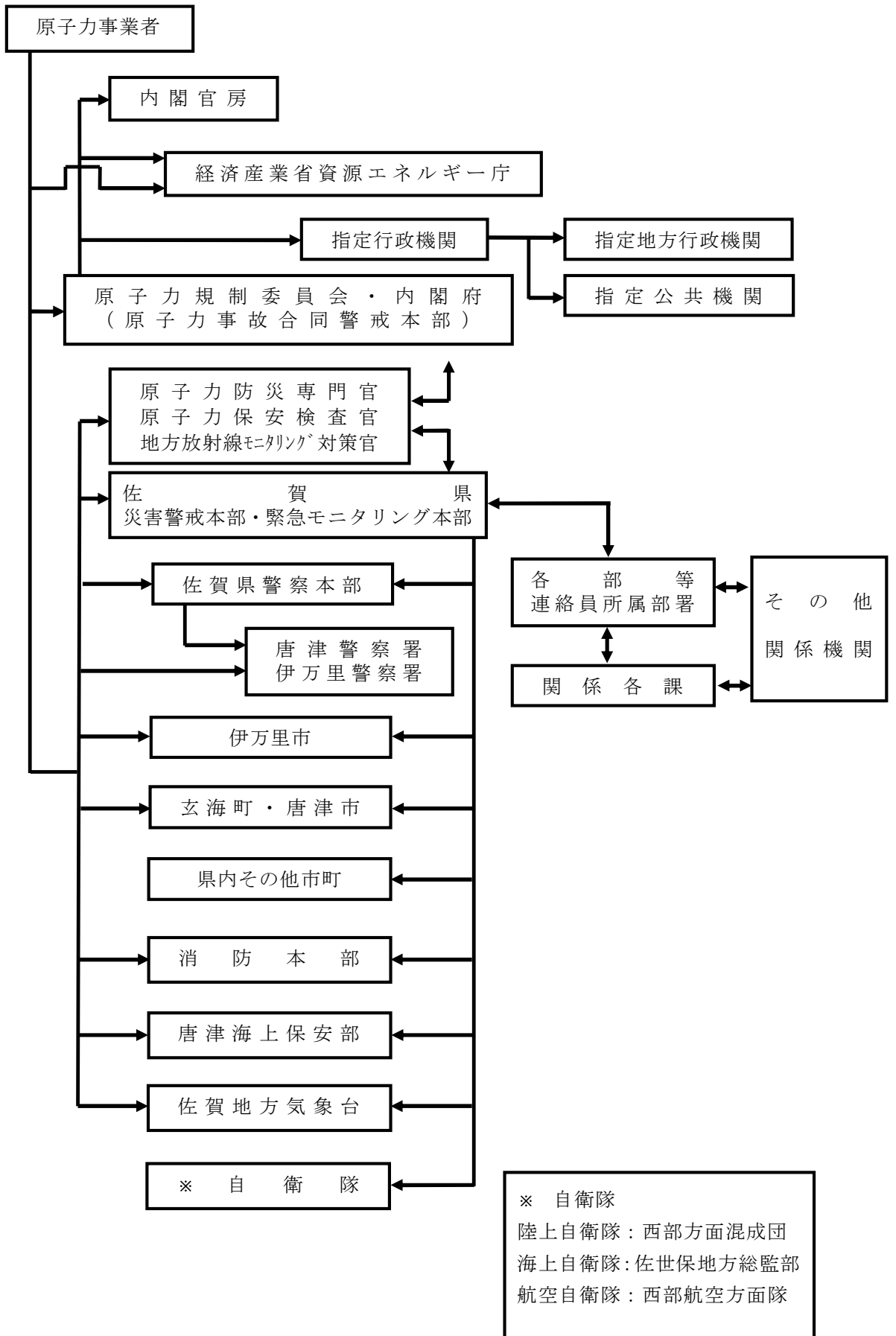
③ 市からの連絡

市は、原子力規制委員会又は県から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、直ちに警戒態勢を整備し、必要な職員を動員配備するとともに、迅速かつ適切な情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図るものとし、状況により広報活動（準備）や住民からの「問い合わせ、相談窓口」の開設（準備）等を行う。

また、連絡を受けた事項について、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡し、併せて、住民等への情報提供を行う。

なお、広報活動については、誤った情報が広がり、住民の不安が生じないように、適時行うものとする。

【警戒事態発生時の情報伝達経路】



(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

① 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、経済産業省、県、玄海町、唐津市、伊万里市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。

通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

② 国からの連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、県、玄海町、県警察、その他関係機関及び公衆に連絡する。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町、唐津市、伊万里市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

③ 県からの連絡

県は、原子力事業者、原子力規制委員会、内閣府又は原子力防災専門官から通報、連絡を受けた事項について、玄海町、唐津市、伊万里市、県内その他市町、県警察、消防機関、气象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町、唐津市及び伊万里市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、要請する。

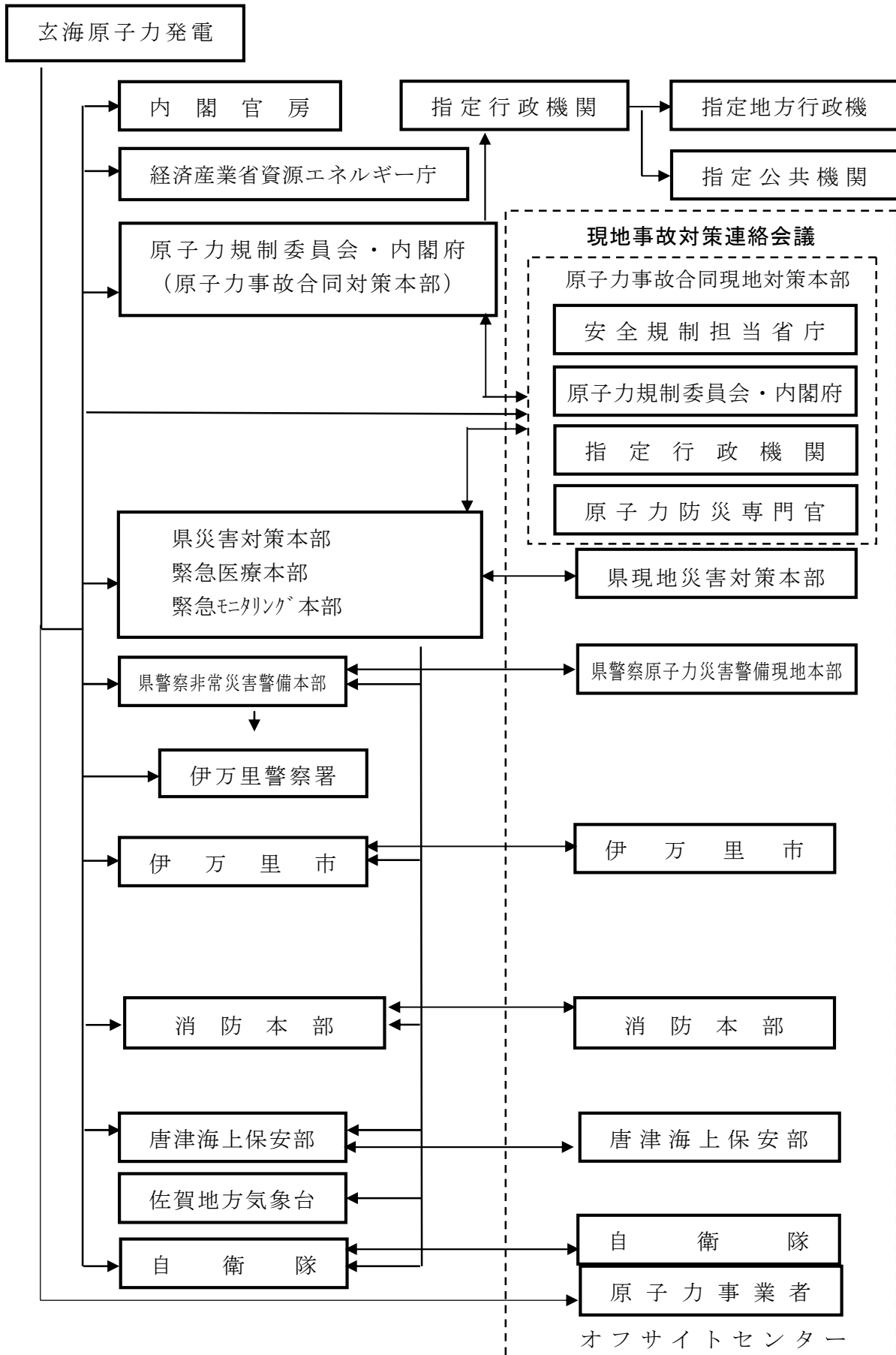
なお、玄海町、唐津市及び伊万里市に連絡する際には、併せて、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとする。

④ 市からの連絡

市は、原子力事業者、原子力規制委員会、原子力防災専門官又は県から通報、連絡を受けた事項について、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

さらに、市は、市内の屋内退避準備を行う。

【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路】



(4) 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 原子力事業者の通報

原子力事業者は、内閣官房、原子力規制委員会、文部科学省、内閣府、県、玄海町、唐津市、伊万里市、県警察、消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、応急対策活動及び被害の状況等について定期的に文書をもって連絡するとともに、状況に変化がある場合は直ちに連絡する。

また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。

通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

② 市、国及び県の相互連絡

市、原子力規制委員会、内閣府、県及び原子力防災専門官は、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互に連絡を密にするものとする。

③ 市と関係機関との連絡

市は、関係機関との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会、内閣府から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

④ 現地事故対策連絡会議との連携

市、県及び原子力事業者は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連携を密にするものとする。

## 2. 全面緊急事態の連絡等

(1) 全面緊急事態に該当する事象発生時の通報並びに市及び県の対応

① 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、施設敷地緊急事態発生に関する通報の場合に準じて関係機関への通報を行うものとする。

② 国、県、市からの連絡

国、県、市は、通報を受けた事項について、施設敷地緊急事態発生に関する通報の場合に準じて関係機関への連絡を行うものとする。

③ 緊急事態宣言

国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、市に対し、市内の住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行うよう連絡する。

④ 県の対応

県は、通報を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

⑤ 市の対応

市は、連絡を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

また、市は、市内の住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行う。

(2) 緊急事態宣言の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 情報の共有

市災害対策本部長から委任を受けた職員は、国(原子力災害現地対策本部)、県(現地災害対策本部)、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、オフサイトセンターにおいて情報収集活動を行う。

② 派遣職員の業務

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国等の防災関係機関と連絡協議を踏まえたモニタリング情報等を市対策本部に連絡する。

③ 原子力防災専門官の業務

原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、災害情報の収集・整理を行うとともに、県、玄海町、唐津市、伊万里市、原子力事業者及びその他防災関係機関との間の連絡・調整等を行う。

④ 一般回線が使用できない場合の対処

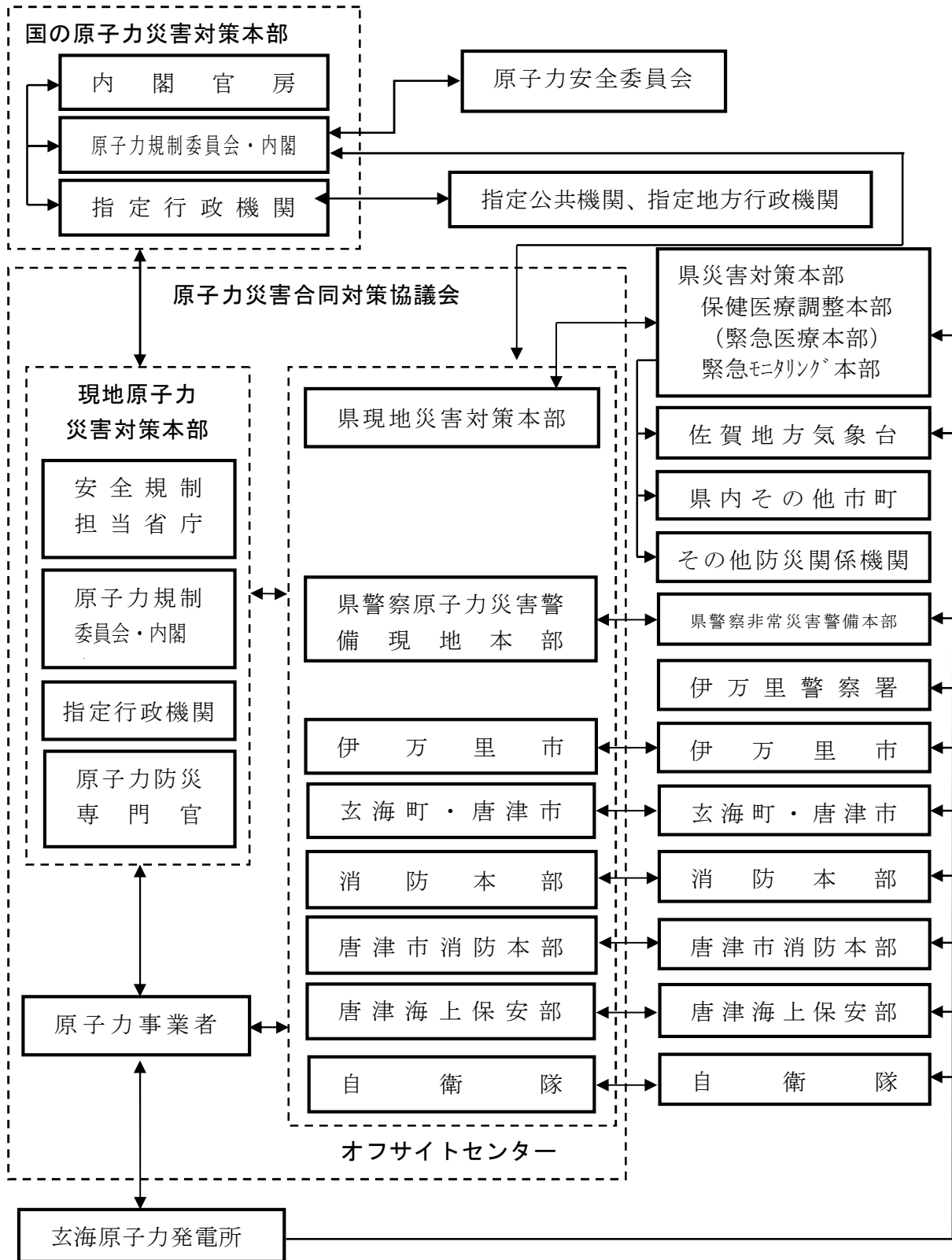
国の原子力災害対策本部は、県、玄海町及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T、N-A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。

県は、伝達された内容を市に連絡する。

この際、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。



【緊急事態宣言後の情報伝達経路】



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部が設置された場合もこれに準じる。

### 第3節 住民等への的確な情報伝達活動

#### <計画の目的>

市は、県、県内の市町及びその他防災関係機関と連携し、住民等に災害情報を提供するため、広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、住民の問い合わせに対応するため相談窓口を設置する。

#### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
住民等への情報伝達活動	情報班 統括班 動員班 援護班 衛生班	国 県 原子力事業者
誤情報の拡散への対処	情報班 統括班	国 県 県内の市町 原子力事業者
住民等からの問い合わせに対する対応	総務班 情報班	国 県 原子力事業者

#### <計画の内容>

##### 1. 住民等への情報伝達活動

###### (1) 住民等への広報

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する的確な情報提供が迅速かつ的確に行われるよう、国（原子力規制委員会、内閣府）、県との連携を図るとともに、住民等への情報伝達を図る。

市は、住民等への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ① 防災行政無線
- ② ケーブルテレビ
- ③ 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、エリアメール等の緊急速報メール等）
- ④ 広報車
- ⑤ 消防団員等による戸別訪問
- ⑥ その他実情に即した方法（市ホームページ、ツイッター、ラジオ放送等）

###### (2) 実施方法

情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

- ① 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧な表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- ② 繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- ③ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- ④ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

- ⑤ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

### (3) 広報内容及び要配慮者への配慮

市及び県は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、避難所など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

また、その他市町は、上記のほか、次の事項について情報提供活動を実施する。

- ① 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- ② 不安解消のための住民に対する呼びかけ

情報提供に当たっては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮する。

### (4) 広報内容の確認

市は、合同対策協議会での協議を踏まえ、十分に内容を確認したうえで住民に対する情報の公表及び広報活動を行うものとする。

また、発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合うものとする。

### (5) 避難状況の把握への協力

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。

## 2. 誤情報の拡散への対処

市は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

## 3. 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

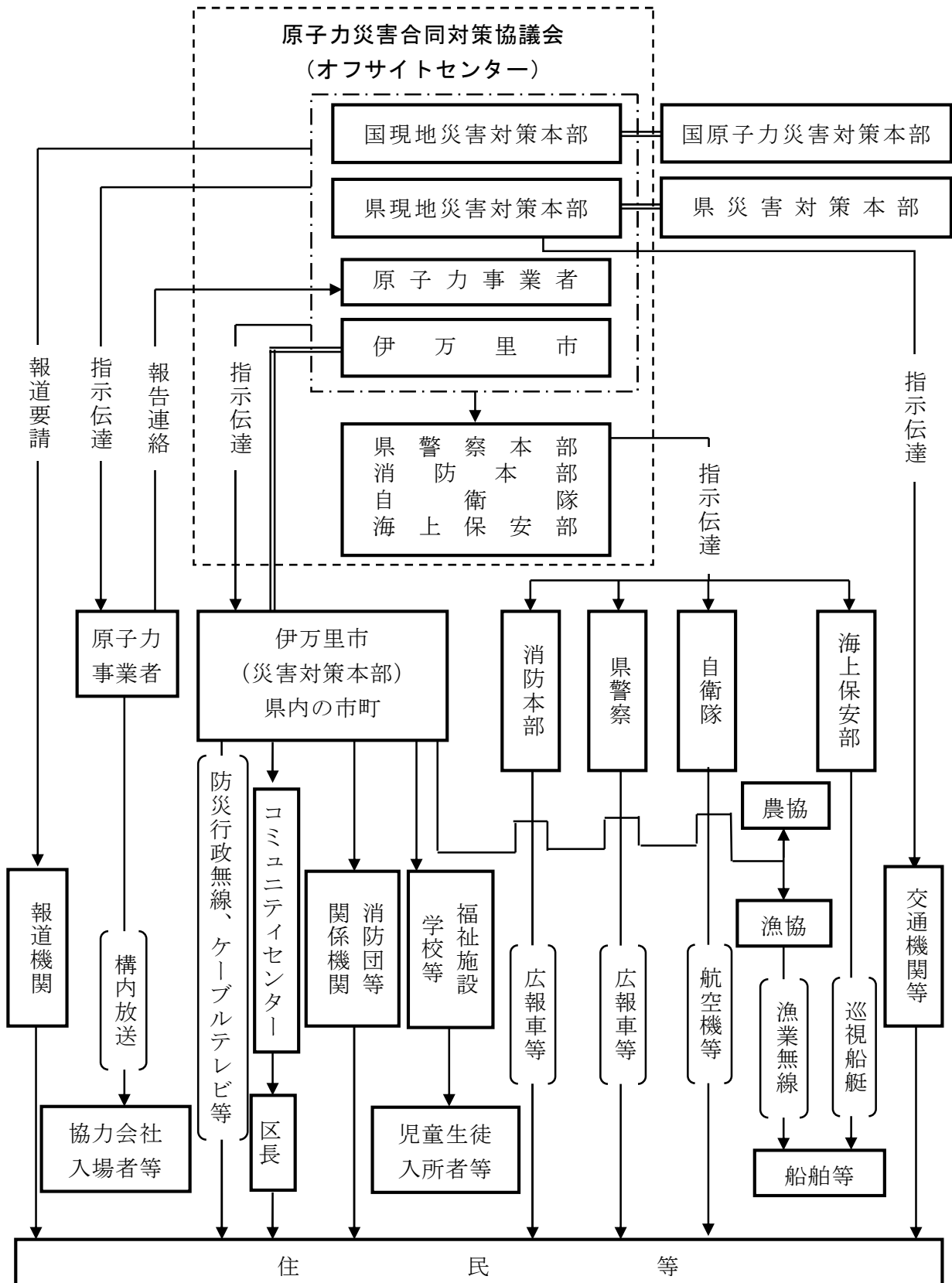
また、市は、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

市は、国及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努めるものとする。

- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市

は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

【住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】



## 第 4 節 活動体制の確立

### <計画の目的>

市は、原子力災害に対処するため災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができる活動体制を確立する。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
災害警戒本部	統括班 総務班 情報班 各班	国 県 原子力事業者等
災害対策本部	統括班 総務班 情報班 各班	国 県 原子力事業者等
県内の市町の活動体制	統括班 総務班	国 県 県内の市町 原子力事業者等
防災関係機関の活動体制	統括班 総務班	国 県 県内の市町 原子力事業者等
合同対策協議会の設置及び職員の派遣	統括班 総務班	国 県 玄海町 唐津市 原子力事業者等

### <計画の内容>

#### 1. 災害警戒本部

##### (1) 災害警戒本部の設置

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、県が災害警戒本部を設置した場合又は総務部長が必要と認めた場合は、災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県、原子力事業者等の防災関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒態勢をとるものとする。

また、国から現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催するとして、職員の派遣要請があった場合は、速やかに職員を派遣する。

##### (2) 設置基準

- ① 警戒事態発生の通報を受けた場合（自動設置）
- ② 県が災害警戒本部を設置した場合
- ③ 放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ若しくはその恐れがあるとして総務部長が必要と認める場合
- ④ 総務部長が必要と認める場合

##### (3) 設置場所

本庁本館 3 階「第 3 会議室」に置く。

##### (4) 配備要員

伊万里市災害対策配備要員名簿「警戒本部連絡員」に定めるところによる。

※災害発生時の対処に必要な要員により構成するとともに、長期勤務態勢を考慮し、状況により総務部長の指示により人員を増減するものとする。

(5) 主要活動内容

① 現地事故対策連絡会議職員派遣要請に対する職員派遣に関すること

② 情報収集に関すること

ア 放射性物質の拡散（おそれ）に関する情報

イ 避難施設、輸送手段等に関する情報

ウ 国、県、関係機関、特に緊急事態応急対策拠点施設に関する情報

エ 原子力関係事業所の事故、事故対応体制に関する情報

オ 気象に関する情報

③ 避難指示の準備（状況により発令）に関すること

④ 住民広報、報道対策に関すること

ア 市は、広報車等による広報、ケーブルテレビ、メール等による住民に対する迅速、正確な情報提供を実施

イ 各報道機関からの問い合わせ等に対する対応

⑤ 連絡調整に関すること

ア 県、県警察等との連絡調整

イ オフサイトセンターとの連絡調整

ウ 県等の関係機関との通信の確保と相互連絡、調整

⑥ 災害対策本部への移行（準備）に関すること

⑦ 総務部長が命じた事項に関すること

(6) 災害対策本部への移行と災害警戒本部の廃止

① 災害対策本部への移行

ア 施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合

イ 内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合

ウ 県が災害対策本部を設置した場合

エ 住民の安全確保等のために市長が必要と認める場合

② 災害警戒本部の廃止

ア 国、県の指導・助言及び緊急モニタリング調査等を踏まえて、総務部長が、原子力施設の事故が終息し、緊急事態応急対策が完了又は対策の必要がなくなると認める場合

イ 災害対策本部に移行した場合

## 2. 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合、県が災害対策本部を設置した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(2) 設置基準

① 施設敷地緊急事態の通報を受けた場合

② 緊急事態宣言が発出された場合（自動設置）

③ 県が災害対策本部を設置した場合

④ 住民の安全確保のために市長が必要と認める場合

(3) 設置場所

本庁本館3階「第3会議室」に置く。ただし、第3会議室が使用不能の場合は、消防本部に置く。

(4) 配備要員

災害対策本部運営規程（昭和38年災害対策本部訓令第1号）及び災害対策本部運営要領（昭和38年災害対策本部訓令第2号）の定めるところによる。

(5) 配備体制及び平常業務の取扱い

災害対策本部の配備体制及び災害対策本部設置時の平常業務の取扱いは、次のとおりとする。

種別	体制の基準	平常業務の取扱い
第1配備	放射性物質等により、市の一部に被害が及び、又はそのおそれがある場合等、災害応急活動その他災害対策を実施する必要があるとき	第1配備職員を除く職員で実施する。
第2配備	放射性物質等により、市に広範囲な災害が及び、又はそのおそれがある場合等、組織的かつ総合的な災害応急活動その他災害対策を実施する必要があるとき	必要最小限の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで中止する。

(6) 勤務時間外（夜間、休日等）における職員の参集

① 自発的参集基準

職員は、勤務時間外において原子力発電所等からの放射性物質の放出等に関する情報を、テレビ、ラジオ等により知ったときは、災害対策本部設置による指令を待つことなく、自発的に参集しなければならない。

なお、参集できない職員は、速やかに災害対策本部への連絡を試みなければならない。

② 参集場所の例外

職員は、参集にあたって、交通途絶等により所定の場所に参集することができない場合は、最寄りのコミュニティセンターに参集しなければならない。

③ 状況等の報告

参集途上において知り得た災害情報は、参集後直ちに災害対策本部へ報告しなければならない。

(7) 招集時の伝達ルート

災害対策本部運営要領の定めるところによる。

(8) 主要活動内容

① 避難指示の発令・解除に関する事

② 警戒区域の設定に関する事

③ 被災者救難、救助その他保護に関する事



- ④ 緊急輸送の確保及び避難所に関すること
- ⑤ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
- ⑥ 放射性物質の拡散（おそれ）に対する汚染防止及びこれらに関する除染、その他保健衛生に関すること
- ⑦ 安定ヨウ素剤の配分、服用等に関すること
- ⑧ 被ばく医療機関との連携等の被ばく管理及び医療事務に関すること
- ⑨ 被ばく等被害を受けた児童生徒の管理及び応急教育に関すること
- ⑩ 犯罪予防、交通規制等災害地における社会秩序の維持に関すること
- ⑪ 関係機関等との連絡調整に関すること
  - ア 緊急事態応急対策拠点施設との連絡調整
  - イ 県、各支所、消防、警察及び医療等、関係機関との連絡調整
- ⑫ 住民広報、対報道に関すること
  - ア 災害情報メール、行政放送、広報車等による住民に対する迅速、正確な情報提供
  - イ 各報道機関からの問い合わせ等に対する対応
- ⑬ 情報収集に関すること
  - ア 放射性物質の拡散（おそれ）に関する情報
  - イ 特定事象発生、緊急事態宣言に関する情報
  - ウ 住民特に、被災者の救難、救助、保護に関する情報及び被災（安否）に関する情報
  - エ 国、県、関係機関、特に緊急事態応急対策拠点施設に関する情報
  - オ 避難施設、輸送手段等に関する情報
  - カ 施設等の汚染、損壊に関する情報
  - キ 道路、河川、各種施設及び通信、公共交通機関等に関する情報
  - ク ライフラインに関する情報
  - ケ 原子力関係事業所の事故、事故対応体制に関する情報
  - コ 気象に関する情報
- ⑭ 災害発生防御、又は拡大防止措置等
- ⑮ 災害対策本部長が命じた事項
- (9) 災害警戒本部への移行と災害対策本部の廃止
  - ① 災害警戒本部への移行
    - 市域において、災害対処が概ね終息した場合又は発生する恐れが減少した場合で市長が必要と認める場合等
  - ② 災害対策本部の廃止
    - ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
    - イ 国、県の指導・助言及び緊急モニタリング調査等を踏まえて、市長が原子力施設の事故が終息し、緊急事態応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認める場合
    - ウ 災害警戒本部に移行した場合等

### 3. 県内の市町の活動体制（玄海町、唐津市を除く）

県内の市町は、佐賀県・市町災害時相互応援協定に基づき、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、

屋内退避指示が必要な場合等に備えた住民への情報伝達体制等必要な体制をとるとともに、市、国、県及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

また、避難のための立退きの指示が出された場合、当該指示の対象となった地域の避難先となる市町においては、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

#### 4. 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、市、国、県及び原子力事業者等の防災関係機関と密接な連携を図るものとする。

#### 5. 合同対策協議会の設置及び職員の派遣

国、県、玄海町、唐津市、伊万里市及び原子力事業者は、緊急事態宣言が発出されたときは、オフサイトセンターにおいて、緊急事態に関する情報を交換し、応急対策について相互に協力するため、合同対策協議会を組織する。

国、県、玄海町、唐津市、伊万里市及び原子力事業者は、責任ある判断を行える者をそれぞれ派遣し、県は現地災害対策本部長及び関係職員を派遣し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

施設敷地緊急事態の通報を受ける前に、県がオフサイトセンターに現地災害対策本部を設置した場合も、国、県、玄海町、唐津市、伊万里市及び原子力事業者は、これに準じて職員を派遣し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

## 第 5 節 国、県等関係機関との連携

### <計画の目的>

市は、原子力災害に対処するため防災関係機関との連携に努める。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
専門家の派遣要請	統括班	国
応援要請及び職員の派遣要請等	統括班 警防班	国 県 指定行政機関 指定地方行政機関 消防本部
自衛隊の派遣要請等	統括班 総務班	自衛隊 県

### <計画の内容>

#### 1. 専門家の派遣要請

##### (1) 派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報等がなされた場合、必要に応じ、原子力規制委員会及び内閣府に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

##### (2) 国の専門家との協力

市は、原子力規制委員会、国から派遣された専門家と十分協力して応急対策を実施する。

#### 2. 応援要請及び職員の派遣要請等

##### (1) 応援要請

市は、必要に応じ、県に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

県は、市から緊急消防援助隊の出動要請依頼を受けた場合又は自ら必要があると認めた場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。

##### (2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害時後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害時後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障がい予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

#### 3. 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請の要求を行うものとする。この場合において、派遣要請先に対し、派遣要請の要求を行った旨及び災害の状況を通知することができる。

また、市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができ

ない場合には、その旨及び災害の状況を、派遣要請先に通知することができる。

この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

市長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

知事は、市長から自衛隊の派遣要請の要求があった場合又は自ら必要と認める場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、自ら派遣を要請し、原子力災害対策本部設置後においては、知事又は原子力災害対策本部長が派遣を要請する。

また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

第6節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

＜計画の目的＞

市、国、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は、原子力緊急事態応急対策に関わる緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るものとする。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
被ばく管理のための連携確保	総務班 衛生班 警防班	国 県 県警察 消防本部
防護対策	総務班 衛生班 保健班 警防班	国 県 消防本部
緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護	衛生班 総務班 保健班 警防班	国 県 原子力事業者 消防本部

＜計画の内容＞

1. 被ばく管理のための連携確保

市は、国、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関と連携し、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部等と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2. 防護対策

(1) 防災資機材の装備

市は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、その管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装備、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 防災資機材の調達

市は、防災資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県に対し、防災資機材の調達を要請する。

県は、必要に応じ原子力事業者に対し、資機材の貸与、原子力防災要員の派遣等を要請するとともに、関係道府県及び国（緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部）に対し、防災資機材の提供等の支援を要請する。

3. 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

(1) 緊急事態応急対策に従事する者の防護指標

市は、緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理について、放射線業務従事者に対する線量限度を放射線防護に係る指標の参考とし、国等の指示・助言等に従い、当該機関がそれぞれその管理を実施する。一方、民間事業者の従業

員等については、一般公衆の被ばく線量限度である1 mSvを管理の目安の基本とし、管理の目安を超えて被ばくすることがないように、雇用主たる民間事業者がその管理を行いつつ、国及び県・市がそれを支援する。

なお、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努める。特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行うものとする。

(2) 市の放射線防護

市（消防機関を含む）は、独自に緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護を行うものとし、被ばく管理を担う要員を衛生班に置くとともに、被ばく管理を行う場所を設定して適切に実施するものとする。また、必要に応じて除染等の医療措置を行う。

市の放射線防護を担う要員は、必要に応じて県及び防災関係機関に除染等の医療措置を要請する。

(3) 情報交換

市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県、県警察、原子力事業者及びその他防災関係機関と密接に情報交換を行うものとする。

## 第7節 緊急時モニタリング活動

### <計画の目的>

市は、県が実施する県内全域における緊急時モニタリングに協力する。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
緊急時モニタリングへの協力等	衛生班 統括班	国 県 県警察 モニタリング関係機関
緊急時モニタリング結果の報告等	衛生班 統括班	国 県

### <計画の内容>

#### 1. 緊急時モニタリングへの協力等

市は、県において配備されている可搬型モニタリングポストの効果的な活用が図られるよう、平常時の充電等を実施するとともに、県が実施する研修会等に参加するなど、その運用方法等の習熟に努めるものとする。

市は、県が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合に開始する、緊急時モニタリングに協力するものとし、その内容は、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング、モニタリングポストの設置・起動等とする。

また、市は、県から必要に応じ行われる、緊急時モニタリングを実施するために必要となる要員の派遣等の要請について、可能な範囲で応じるものとする。

#### 2. 緊急時モニタリング結果の報告等

市は、国、県、玄海町、唐津市及び県内その他市町と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、県は、国から緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた場合、その内容を市に連絡するものとする。

さらに、現地事故対策連絡会議及び災害警戒本部又は合同対策協議会において緊急時モニタリング結果の共有を徹底するものとする。

## 第8節 避難、屋内退避等の防護措置

### <計画の目的>

市は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長（内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣））の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じるとともに、食料品等の供給対策を実施する。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
避難、屋内退避等の防護措置の実施	統括班 各班	国 県 県警察
避難及びその指示の実効を上げるための措置	統括班 各班	国 県 県警察
要配慮者への配慮	援護班 保健班 動員班 総務班	県
飲食物、生活必需品等の供給	統括班 援護班	国 県

### <計画の内容>

市は、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合は、市民の心理的影響も考慮し、迅速に対処するとともに、市民等の被ばくを低減化するために、防護対策を行ない被害拡大の防止を図る。

また、市の防護対策は、防護対策区域の決定、退避等の指示、安定ヨウ素剤服用等を国又は県から指示を受けた場合に行うことを原則とする。

ただし、放射性物質の拡散速度が速く、国や県からの指示を待つ時間的余裕がない場合等で市長が必要と判断したときは、関係住民等に対し適切かつ速やかに屋内退避等の指示を行うものとし、この場合は、速やかに、県に対し報告するとともに、関係機関等に通報する。

#### 1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施

##### (1) 避難の指示等

##### ① 県の役割

##### ア 警戒事態発生時

県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行う。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

##### イ 施設敷地緊急事態発生時



県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこととともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、玄海町、唐津市に対し、その旨を伝達する。

また、県は、国の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行うこととするとともに、U P Z外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとする。

#### ウ 緊急事態宣言発出時

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合又は独自の判断により、P A Z内の避難を行うこととし、玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡（具体的な避難経路、避難先を含む）の連絡、確認等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

県は、P A Z内における避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、玄海町、唐津市及び伊万里市に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、U P Z外の市町村に対し、P A Z内から避難してきた住民等の受入れやU P Zを含む市町が行う防護措置の準備への協力要請並びに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市に対し、住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退きの指示の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。

なお、県は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住居者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

県は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県は、国及び関係自治体と綿密な連携を行うものとする。

#### エ O I Lに基づく避難等

県は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示又は独自の判断に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退きの指示の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

#### オ 国の指示案への意見等

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

市並びに県は、一時移転を実施するに当たり、次の事項について、事前の状況把握等を行うとともに、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国とそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ U P Z内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針（全面緊急事態の場合）
- ・ U P Z内の一時移転の対象区域及び対象者の数並びに一時移転の方針（全面緊急事態の場合）
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

#### カ 避難に係る調整等

避難指示を行った市は、避難先となる避難所に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。

その他市町は、避難を受け入れる場合、市の避難計画に定める避難所を提供し、避難所において市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。

県は、あらかじめ避難計画を定めた地域以外の地域において避難が必要になる等、避難計画に定める避難先以外へ避難する必要がある場合には、県有施設の活用、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく県外への避難、災害対策基本法に基づく広域一時滞在や都道府県外広域一時滞在等を実施するために必要な調整を行うとともに、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

#### キ 運送事業者への被災者の運送要請

県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

#### ク 家庭動物の同行避難

県は、災害時の実態に応じて、市と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

## ② 市の役割

### ア 施設敷地緊急事態発生時

市は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、市内の屋内退避の準備を行う。

### イ 緊急事態宣言発出時

市は、国等によりP A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示された場合は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、原則として市内における屋内退避を行うこととし、市内の住民等に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達する。

事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、市は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携して国に要請するものとする。

なお、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

市は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国及び関係地方公共団体と綿密な連携を行うものとする。

### ウ O I Lに基づく避難等

緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、市は、当該地域の住民等に対する、屋内退避の指示又は避難のための立退きの指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

### エ 国の指示案への意見等

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

また、市は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体と、U P Z内の一時移転等の対象地域や対象者の数を含む一時移転等の実施方針について、相互に協力して作成する。なお、防護措置の実施方針については、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態においても、同様に作成する。

### オ 避難に係る調整等

避難指示を行った市は、避難先となる指定避難所に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。

(2) 情報の提供

市は、避難誘導時において、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関と相互に、住民等に向けて、指定避難所や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努める。

(3) 避難状況の確認

市は、避難指示を行った場合、指定避難所の確認等により住民の避難状況の確認を行うものとする。

市は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定した避難所以外に避難した場合等に、市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図るものとする。

(4) 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

市が避難指示を行った場合、県は、市及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等がUPZ外へ避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたOILに基づく簡易除染（着替え、拭き取り）等を行うものとする。

避難等に関するOIL

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率)※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	$\beta$ 線: 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
$\beta$ 線: 13,000cpm※4 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)				
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 ※5	20 $\mu$ Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率)※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。※5

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※ 3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※ 4 ※ 3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※ 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

(5) 安定ヨウ素剤の服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力規制委員会の判断に基づく国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合は、市に対し、服用に当たっての注意を払った上で、住民の安全のため、安定ヨウ素剤を服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置の確保に努めるものとする。

市は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合又は独自の判断により、あらかじめ定められた配付計画に基づいて安定ヨウ素剤を住民に速やかに配付し、服用を指示するとともに、県と連携してアレルギー等への対処体制を確保に努めるものとする。

○屋内退避

- ① 屋内退避は、建家の有する遮へい効果と、建家の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入の防止を図る等の処置により、防護対策上有効な方法である。
- ② 放射性物質が既に放出、拡散していることが予想される場合（予測線量が不明な場合を含む）、予測線量があまり高くない場合、放射性物質が既に放出、拡散されたが、一過性の放出であり既に放出が停止し終息に向かう場合等に行う。
- ③ 屋内退避が長期に渡ることが予想される場合には、気密性の低下等を考慮し避難の実施を検討する。
- ④ 屋内退避は、原則として、住民が自宅内にとどまるものとする。
- ⑤ 市は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

○コンクリート屋内退避

- ① コンクリート屋内退避は、コンクリート建家の有する遮へい効果による外部全身被ばくの低減及び建家の気密性による内部被ばく等の低減が相当期待できる防護対策である。
- ② 予測線量が比較的高い場合で、かつ避難する時間的余裕がなかったり、コンクリート建家に滞在しているなどの状況により、より大きな被ばく低減を期待して行う。

○避難

- ① 防護対策の中でも、避難は、放射性物質の大量放出前に実施することが可能な場合においては、被ばくの低減化の効果が最も大きい防護対策である。
- ② 放射性物質の長期間放出が予想され、しかも避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合等に行う。

## 2. 避難及びその指示の実効を上げるための措置

### (1) 避難方法

避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、付近住民との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し市等の保有する車両にて避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が市からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。

指定避難所の駐車スペースは、指定避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。

### (2) 避難誘導等

避難住民の受入を行う市町は、主要避難路から指定避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

### (3) 警戒区域設定による立入制限等

市は、避難指示を行った区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立入を制限するなど、指示の実効を上げるために必要な措置をとる。

県警察は、市長等が避難を指示した区域から、円滑に住民の移動が行われるよう交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両等の進入を制限する。

県は、市長等が避難を指示した区域に、外部から車両等が進入しないようにするために、必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

### (4) 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置

市は、県及び県内その他市町は連携して、避難指示が行われた区域の住民が避難することとされている指定避難所のモニタリングを実施するものとする。

このモニタリングにおいて、O I L 2 を超える空間放射線率が測定された場合には、市又は県は、あらかじめ確保した再移転先とできる施設を当該避難所において指示するものとする。

### (5) 感染症の流行下での防護措置

市は、感染症の流行下での災害時において、避難を行う必要がある場合は、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。具体的には、避難元（一時集合場所等）、避難の過程（避難車両等）、避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者（疑いを含む）とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

ただし、災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。

## 3. 要配慮者への配慮

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ作成している避難行動要支援者の個人計画並びに災害時要援護者避難支援プランの個人プランに基づき、支援者や周辺住民等の協力のもと避難支援等を実施する。

市は、指定避難所等での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健

康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援の実施、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に対する情報の提供や生活環境について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用や指定避難所等のバリアフリー化等、十分配慮するものとする。

#### 4. 飲食物、生活必需品等の供給

市は、指定避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

県は、市から、指定避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。



## 第 9 節 医療活動等

### <計画の目的>

市は、必要に応じ、県が設置する緊急医療本部及び医療救護所において実施される原子力災害医療に協力する。

また、市は、県から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、安定ヨウ素剤を住民に配布し、服用を指示する。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
医療活動等	保健班 統括班	国 県 医師会

### <計画の内容>

#### 1. 医療活動等

##### (1) 原子力災害医療関係機関の定義

国の原子力災害対策指針に基づく原子力災害関係機関としては、以下のとおりである。

##### ① 被ばく医療

ア 原子力災害医療協力機関である医療機関は、スクリーニング等の結果、被ばく又は放射性物質による汚染が認められない傷病者又は患者に対して必要な医療を提供するとともに、県や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力する。

なお、スクリーニング等の結果、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者」という。）に関しては、県へ搬送手段を要請し、原子力災害拠点病院へ搬送する。

イ 原子力災害拠点病院は、原子力災害医療の中心となって機能し、被ばく傷病者等を受け入れ、以下の診療を行う。

- ・全身の除染
- ・汚染創傷の治療
- ・汚染状況及び被ばく線量の測定
- ・局所被ばく患者、高線量被ばく患者等の治療

原子力災害拠点病院は、高度の専門性が要求されるため、必要に応じ、長崎大学等から派遣される原子力災害医療派遣チーム等の指導・助言を受けて行う。

また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、搬送機関と連携し、長崎大学等の高度被ばく医療支援センター等へ搬送する。

ウ 高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院では対応困難な高度専門的な診療及び支援等を行う。

##### ② 入院患者の避難

入院患者を抱える医療機関は、原子力災害が発生し、所在地域に対し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画及び県による避難先調

整等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者を避難させる。その際、搬送手段の確保等、必要に応じて、県に対し、応援を要請する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、原子力災害医療調整官を中心に、県医師会等の関係機関と連携し、医療救護避難所を設置するとともに、入院患者の避難先となる医療機関を調整する。また、県内の医療機関では対処できない場合は、近隣県及び国に対し、受入れ協力を要請する。

なお、県は、入院患者の搬送先調整を行うに当たり、避難元となる医療機関の所在地域と当該地域の避難住民が避難する地域がなるべく同一となるよう努めるものとする。

ア UPZ内の医療機関は、入院患者のうち重篤な患者については、県による搬送先調整の結果を踏まえた避難先指示及びあらかじめ作成した避難計画に基づき、指定された災害拠点病院へ入院患者を避難させる。

また、重篤な患者以外の患者については、県の指定する医療救護避難所に一旦避難させたのち、県による搬送先調整の結果を踏まえた避難先指示及びあらかじめ作成した避難計画に基づき、指定された医療機関へ入院患者を避難させる。

**【指定医療救護避難所】**

- ・佐賀県医療センター好生館看護学院（佐賀市）
- ・SAGAサンライズパーク（佐賀市）
- ・産業技術学院（多久市）

イ 精神科の医療機関は、県による搬送先調整の結果を踏まえた避難先指示及びあらかじめ作成した避難計画に基づき、指定された医療機関へ入院患者を避難させる。

③ 安定ヨウ素剤の服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力規制委員会の判断に基づく国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合は、玄海町、唐津市、伊万里市に対し、服用に当たっての注意を払ったうえで、住民の安全のため、安定ヨウ素剤を服用すべき時機及び服用の方法を指示する。

市は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合又は独自の判断により、あらかじめ定められた配布計画に基づいて安定ヨウ素剤を住民に速やかに配布し、服用を指示するとともに、県と連携してアレルギー等への対処体制を確保に努めるものとする。

ア UPZにおいては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が地方公共団体を通じて指示を出すため、対象の住民等は、原則としてその指示に従い服用する。

④ 避難退域時検査

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検

査及び簡易除染等を実施するよう地方公共団体に指示する。

県は、避難指示を行った市町及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、指定公共機関及び原子力医療協力機関の支援のもと、住民等がUPZ外へ避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたOILに基づく簡易除染（着替え、拭き取り）等を行うものとする。

なお、避難退域時検査場所は、あらかじめ指定している箇所のうち、避難等の対象となる住民の避難経路上又はその近隣の箇所に設けるものとする。

また、簡易除染によってもOIL4を超える住民等は、搬送手段を確保し、除染が行える拠点病院等の機関で除染や必要な処置を行う。簡易検査によっても物品等の除染の基準を超える車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。

**【指定避難退域時検査場所】**

- ・有田中央運動公園（有田町、国道202号）
- ・歴史と文化の森公園隣接駐車場（有田町、国道202号）
- ・旧山内庁舎（武雄市、国道35号）
- ・白岩運動公園競技場（武雄市、国道34号）
- ・杵藤クリーンセンター（武雄市、国道498号）
- ・旧北方庁舎職員駐車場（武雄市、国道34号）
- ・蟻尾山公園（鹿島市、国道207号）
- ・多久市陸上競技場（多久市、国道203号）
- ・佐賀県立森林公園（佐賀市、国道207号）
- ・佐賀市富士支所（佐賀市、国道323号）
- ・佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市、国道263号）
- ・基山総合公園（基山町、県道17号）

(2) 市の医療対策

市は、県医師会及び伊万里・有田地区医師会と協力し、指定避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療に協力する。

第 10 節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等

＜計画の目的＞

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ指定避難所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難のための立退きの指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

なお、避難の実施に当たっては、以下の点に留意するものとする。

UPZ内については、EALに基づき、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した段階で屋内退避を行うとともに、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、避難等を行うこととしている。

市は、庁舎や学校等の所在地が避難指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
学校等	教育班	学校等の施設管理者 国立・私立の学校等の設置者等
病院等医療機関	保健班	県 病院等医療機関の施設管理者
社会福祉施設	援護班	県 社会福祉施設の管理者
不特定多数の者が利用する特定施設等	統括班 教育班	県 不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者
行政機関、学校等の退避	統括班 情報班 教育班	県 学校等の施設管理者

＜計画の内容＞

1. 学校等

市内に所在する公立の学校等は、生徒等の在校時に、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに、市教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

市内に所在する他の国立、私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、市及び関係機関とする。

2. 病院等医療機関

市内に所在する病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医

師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたいうえ、県及び市に対し速やかにその旨連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、高齢者、幼児、女性等を優先して行う。

必要に応じて、他の医療機関等に対し、応援を要請する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。また、県内の医療機関では転院に対処できない場合は、近隣県及び国に対し、受入れ協力を要請することとしている。

### 3. 社会福祉施設

市内に所在する社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたいうえ、県及び市に対し速やかにその旨連絡する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うこととしている。

### 4. 不特定多数の者が利用する特定施設等

市内に所在する不特定多数の者が利用する特定施設等は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に施設の利用者等を避難させ、その他適切な措置を講じる。

### 5. 行政機関、学校等の退避

市は、庁舎や学校等の所在地が避難指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先等へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、市においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。私立の学校等においても、同様に退避を実施する。

市は、行政機関や学校等の退避にあたり、防災対策に必要な資機材が当該庁舎や学校等に置かれている場合は、防災関係機関へ協力を要請し、当該資機材を佐賀土木事務所へ搬送するものとする。なお、放射性物質放出後は、搬送を中止する。

市は、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとし、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。

なお、市は、区域内の一部が避難指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続する等、当該指示を受けていない地域における行政サービスを維持するものとする。

第 1 1 節 飲料水、飲食物の摂取制限等

<計画の目的>

市は、県の指示により、地域生産物の出荷制限及び摂取制限に必要な措置を講じる。

また、市は、県等の指示により、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取、出荷制限及びこれらの解除に必要な措置を講じる。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
飲料水、飲食物の摂取制限	水道班	国 県
農林畜水産物等の採取及び出荷制限	農政班 経済班	国 県
飲料水、飲食物の供給	農政班 経済班	国 県

<計画の内容>

1. 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示、要請又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等必要な措置を講じるとともに、その内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

飲食物摂取制限に関する O I L ※ 1

基準の種類	基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h※3 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency。以下、「IAEA」という。) では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のための避難退域時検査基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係る避難退域時検査基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力災害対策指針 表 3)

## 2. 農林畜水産物等の採取及び出荷・移動制限

市は、原子力規制委員会の指導・助言を踏まえた県の指示に基づき、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に県からの指示内容について周知するとともに、下記の措置を講じるよう指示する。

また、県は、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林畜水産物等の出荷・移動制限
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限

(5) その他必要な措置

市、県及び県内の市町は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

市は、県及び県内の市町と協力し、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

**3. 飲料水、飲食物の供給**

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市地域防災計画第2編風水害対策及び第3編地震・津波災害対策に基づいて、住民への応急給水等の措置を講じる。

県は、飲食物の摂取制限等の措置を市に指示した場合において、市から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県地域防災計画第2編風水害対策及び第3編地震・津波災害対策に基づいて、市の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。



## 第 1 2 節 緊急輸送活動

### <計画の目的>

市、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送活動を行う。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
緊急輸送活動	統括班	国 県 県警察
緊急輸送のための交通確保	庶務・土木班 統括班 総務班	国 県 県警察

### <計画の内容>

#### 1. 緊急輸送活動

##### (1) 緊急輸送の順位

市は、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第 1 順位 救助、救急活動に必要な輸送

第 2 順位 避難者の輸送（P A Z など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第 3 順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第 4 順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第 5 順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

##### (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

① 避難者、負傷者等

② 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

③ 緊急事態応急対策要員（国現地対策本部要員、合同対策協議会構成員、県現地災害対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要な資機材

④ コンクリート屋内退避所、指定避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材

⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

##### (3) 緊急輸送体制の確立

###### ① 緊急輸送活動の実施

市は、県及び防災関係機関と連携し、輸送の優先順位、輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

###### ② 輸送手段の確保

市、防災関係機関は、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係

業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。

市は、必要な輸送手段を確保できない場合、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。

③ 合同対策協議会での応援要請

市及び県は、上記②によっても人員、車両等が不足するときは、合同対策協議会の場において、人員及び車両等の確保に関する支援を要請する。

**2. 緊急輸送のための交通確保**

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

市及び県警察は、緊急輸送にかかる交通を確保するため、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して緊急交通路の指定その他の交通規制等を行う。

なお、交通規制に当たっては、合同対策協議会等において、相互に密接な連絡をとるものとする。

### 第 1 3 節 救助・救急活動

#### <計画の目的>

市、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は、その役割に応じて救助・救急活動を実施する。

#### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
救助・救急活動	警防班 統括班	国 県 県警察 消防本部

#### <計画の内容>

##### 1. 救助・救急活動

###### (1) 救助・救急活動の実施

市、消防機関は、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関との連携のもとに救助活動を行う。

消防機関は、傷病者が発生した場合は迅速に医療機関に搬送する。

###### (2) 応援の要請

消防機関は、災害の状況等から必要と認められる場合は、市を通じて、県に緊急消防援助隊の応援要請、あるいは自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

###### (3) 消防庁、自衛隊等への応援要請

県は、救助・救急活動について応援要請があったとき、又は自ら災害の状況等から必要と認められるときは、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援を消防庁に、あるいは自衛隊に応援を要請するとともに、その結果を要請した市に連絡する。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

- ① 災害の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う救助・救急活動の種別と人員
- ③ 応援要請を行った市への進入経路及び集結（待機）場所

## 第 1 4 節 文教対策計画

### <計画の目的>

市は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
生徒等の安全確保措置	教育班	国立・私立の学校等の設置者等
学校施設の応急復旧	教育班	国立・私立の学校等の設置者等
応急教育の実施	教育班	国立・私立の学校等の設置者等
避難所となる場合の対応	教育班	国立・私立の学校等の設置者等

### <計画の内容>

#### 1. 生徒等の安全確保措置

##### (1) 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

##### (2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

##### (3) 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

#### 2. 学校施設の応急復旧

##### (1) 被害状況の把握、連絡

市立の学校等は、原子力災害発生後、市に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。

市立の学校等は、その調査結果を、市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、県立、私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に対し、連絡する。

##### (2) 応急復旧

市は、県と協力し、市立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

国立、県立、私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質

に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

### 3. 応急教育の実施

学校等並びに市、県及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

#### (1) 応急教育の実施場所

第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校

第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設

第4順位 応急仮校舎の建設

#### (2) 応急教育の方法

① 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

② 教職員を動員し、授業再開に努める。

③ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

④ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

⑤ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

#### (3) 教職員の確保

市、県及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

#### (4) 学用品の調達、給与

##### ① 教科書

ア 市は、県が被災のため補給を要する教科書について、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず実施する教科書名、被害冊数等の学校ごと調査に協力するものとし、県は、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、県は、このことを文部科学省に対し、報告する。

イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

##### ② 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

##### ア 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受

けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

(5) 給食

市は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

(6) 保健衛生の確保

学校等は、市、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

4. 指定避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認したうえで、指定避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。

指定避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市とともに、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第 1 5 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

＜計画の目的＞

市は、市域内において核燃料物質等の運搬中の事故による事故が発生した場合、県と相互に協力して事故の状況把握に努め、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じる。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
応急対策等	統括班 警防班	国 県 県警察 海上保安部 原子力事業者 消防本部

＜計画の内容＞

1. 応急対策等

(1) 原子力事業者等

- ① 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による施設敷地緊急事態発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原子力規制委員会、経済産業省、内閣府)、県、事故発生場所を所管する市町、県警察、消防機関、海上保安部など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。
- ② 原子力事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

(2) 市及び県

市は、市域内において核燃料物質等の運搬中の事故による事故が発生した場合、県と相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じる。

(3) 県警察

事故を認知した最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

(4) 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第 1 6 節 家畜等の管理対策計画

＜計画の目的＞

原子力災害による家畜等の被害を最小限にとどめるため、家畜等に係る避難、防疫、飼料の確保等、適切な管理対策を講じる。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
避難対策	農政班	
防疫	農政班	県
飼料の確保	農政班	県
家庭動物等の保護等	衛生班	県

＜計画の内容＞

1. 避難対策

原子力災害の発生時、放射性物質の影響の恐れがあるときは、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

2. 防疫

家畜伝染病等を予防するため、家畜防疫員、家畜診断獣医師等で編成する県の救護班により、次の防疫活動が実施される。

- (1) 健康検査及び傷病家畜の応急救護
- (2) 畜舎等の消毒
- (3) 家畜伝染病の予防注射

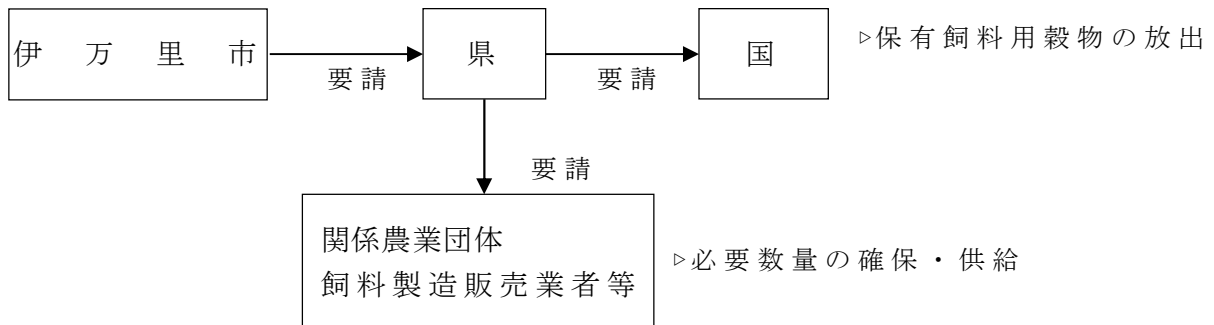
3. 飼料の確保

家畜の飼料が不足し、その確保が困難である場合は、県に要請し、必要数量の確保及び供給の要請を行う。

4. 家庭動物の保護等

原子力災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会の協力を受け、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

飼料の確保計画図





第 17 節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

<計画の目的>

市は、災害応急対策の着手時期について定めるものとする。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	統括班 各班	県

<計画の内容>

1. 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、原子力災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

原子力災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき市災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。



**全面緊急事態**

**段階**

**(緊急事態宣言発出後)**

**【住民避難など本格的な応急対策を実施する時期】**

- ・ 合同対策協議会への職員派遣
- ・ 情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報の連絡及び調整
- ・ 原子力災害医療派遣チーム・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊等の派遣要請
- ・ 屋内退避指示等
- ・ 防災資機材の装備
- ・ 防災業務関係者の被ばく管理

**OILに基づく  
避難指示等が**

**出された場合**

**(大量の放射性物質が放出  
された場合)**

**【避難住民の安全確保と被災者の支援を開始する時期】**

- ・ O I Lに基づく屋内退避・避難等の指示、避難に資する情報収集、避難状況の確認（外国人対策を含む）
- ・ 避難路及び交通手段の確保、交通規制の実施
- ・ 避難者への飲食物、生活必需品等の供給
- ・ 原子力災害医療活動（原子力災害医療派遣チームの派遣要請、医療従事者の派遣要請、高度被ばく医療支援センター等への搬送、安定ヨウ素剤の服用指示、避難退域時検査）
- ・ 緊急輸送手段の確保、交通規制等による交通の確保
- ・ O I Lに基づく飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限のための調査
- ・ 風評被害に対する相談窓口の設置
- ・ 治安の維持
- ・ 災害救助法の適用
- ・ 除染、廃棄物処理 など

**大量の放射**

**性物質放出**

**が長期に及**

**んだ場合**

**【被災者の生活再建に向けた対策の時期】**

- ・ 警戒区域の設定
- ・ 応急教育の実施、教育の再開
- ・ 仮設住宅の建設、公営住宅等の提供等住居の確保
- ・ 心のケアチームの編成・派遣、巡回健康相談、メンタルヘルス等の保健衛生
- ・ 風評被害対策
- ・ 家畜対策
- ・ 義援物資・義援金の受入
- ・ 健康管理対策
- ・ 除染、廃棄物処理 など

## 第4章 災害復旧対策計画

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、避難指示を行った場合には、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

市は、避難区域等の設定を見直した場合には、県にその旨の報告を行うものとする。

### 第4節 職員の派遣要請

市長は、災害復旧対策のため必要と認めるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

市長は、災害復旧対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、放射線による人体の障がいの予防、診断及び治療に関する助言その他必要な援助を求めるものとする。

## 第5節 放射性物質による環境汚染への対処

### <計画の目的>

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関及び市民と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
除染の実施	衛生班 庶務・土木班 港湾班 教育班	国 県 原子力事業者

### <計画の内容>

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、市、県に除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、市、県からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

#### 1. 除染の実施

市は、県、その他防災関係機関及び市民と協力し、避難指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、避難指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

- (1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。  
線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。
- (4) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

## 第 6 節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

### <計画の目的>

市は、国、県及び県内の市町並びに原子力事業者と連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
放射性物質の付着した廃棄物の処理	衛生班 農政班 水道班	国 県 原子力事業者

### <計画の内容>

#### 1. 放射性物質の付着した廃棄物の処理

市は、県及び県内の市町と協力し、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

市は、県及び県内の市町と協力し、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

## 第 7 節 各種制限措置の解除

### <計画の目的>

市は、県の指示等に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を指示する。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
各種制限措置の解除	統括班 衛生班 農政班 経済班 水道班 警防班	国 県 県警察 消防本部

### <計画の内容>

#### 1. 各種制限措置の解除

市は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家等の判断又は県からの指示等を踏まえて、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を関係機関に指示するとともに、実施状況を把握する。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

## 第 8 節 復旧に向けた環境放射線モニタリング

### <計画の目的>

市は、県が実施する環境モニタリングに協力する。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
復旧に向けた環境放射線モニタリング	衛生班 情報班 統括班	国 県 原子力事業者

### <計画の内容>

#### 1. 復旧に向けた環境放射線モニタリング

国、県、玄海町、唐津市、伊万里市、その他市町及び原子力事業者は、環境放射線モニタリングにより、放射線量及び放射線物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。



第9節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等

<計画の目的>

市は、県と協力し、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
災害地域住民の登録	調査班 援護班	県
影響調査の実施	援護班	県
災害対策措置状況の記録	庶務・土木班 農政班	県
相談窓口の設置	総務班	原子力事業者

<計画の内容>

1. 災害地域住民の登録

市は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、指定避難所等においてとられた措置について登録を行う。

2. 影響調査の実施

市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

県及び国は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

3. 災害対策措置状況の記録

市は、県と協力し、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

4. 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

## 第 10 節 風評被害等の影響の軽減

### <計画の目的>

市は、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するため、広報活動を実施する。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
風評被害等の影響の軽減	経済班 情報班	国 県

### <計画の内容>

#### 1. 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通確保及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、国外への広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

また、県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出物品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

## 第 1 1 節 被災中小企業等に対する支援

### <計画の目的>

市は、必要に応じ農林水産業者等に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
被災中小企業等に対する支援	経済班 農政班	国 県

### <計画の内容>

#### 1. 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災農林水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

県は、国と連携して、必要に応じ被災商工業者の復旧を図るため、必要な設備資金、運転資金の円滑な調達を図る。

## 第 1 2 節 心身の健康相談活動

### <計画の目的>

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

### <計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
心身の健康相談活動	保健班 援護班	国 県 医師会

### <計画の内容>

#### 1. 心身の健康相談活動

市は、国、県、県医師会及び伊万里・有田地区医師会とともに、住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

市は、国、県及び防災関係機関と連携し、国からの放射性物資による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

# 第5章 複合災害対策計画

## 第1節 基本方針

本章は、東日本大震災を踏まえ、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生し、個別の災害のいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合を想定したものである。

複合災害時にも、本計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対応が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本章においては特に、応急対策に当たるとの体制及び留意点を整理することとし、これら以外の場合であっても、防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

## 第2節 災害予防対策計画

各編の災害予防対策計画の定めるところによる。

ただし、各編の予防対策の実施に当たっては、以下の事項も踏まえ、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制や民間団体等との連携・協力関係の整備・充実等）に努めるものとする。

### 第1 組織体制等の整備

1. 市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することに配慮するものとする。
2. 市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

### 第2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、地震や津波と原子力災害の複合災害における情報伝達体制を整備するものとする。

### 第3節 災害応急対策計画

各編の災害応急対策計画の定めるところによる。

ただし、複合災害時においては、各編の災害応急対策の実施に当たり以下の点に留意するものとする。

#### 第1 災害応急対策実施に当たっての基本的考え方

複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、市、県その他の防災関係機関は、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

災害応急対策の実施に当たっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展にかんがみ、災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール表に記載されている対策について、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準とする。

ただし、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に市、県その他の防災関係機関は情報収集及び情報共有に努めるものとする。

#### 第2 活動体制

各防災関係機関は、複合災害時に災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

##### 1. 市の活動体制

###### (1) 方針

市は、複合災害時において、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

###### (2) 設置基準

各編の災害対策本部設置基準に該当する場合又は住民の安全確保等のために市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

###### (3) 廃止基準

災害対策本部の廃止基準は、災害ごとに各編の定めるところによる。ただし、住民の安全確保等のために市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

###### (4) 災害対策本部の組織、配備体制等

災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は、災害対策本部運営規程（昭和38年災害対策本部訓令第1号）及び災害対策本部運営要領（昭和38年災害対策本部訓令第2号）の定めるところによる。

#### 第3 応急対策活動に係る留意点

##### 1. 情報の収集

複合災害時には、市は災害対策本部において、ライフライン事業者からのライフラインの被災状況や県、道路管理者等からの避難路や避難施設に係る自然災害

による被災情報を早急かつ適確に把握・提供するとともに、これを県及びその他の防災関係機関で共有を図るものとする。

## 2. 住民への情報提供、相談体制に係る留意点

市は、県とともに、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなることまたは広報車の走行に支障をきたすことが想定される場合は、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問い合わせ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数の増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

## 3. 避難等の防災活動

市は、1により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できる場合は、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保する。

また、県においては、収集した情報の状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を速やかに行うものとし、そのうえで、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難路や避難施設において避難等の防護対策を行うものとする。

その際、市は、自然災害による家屋の倒壊等の危険性が想定される場合は、避難誘導その他の防護対策にあたり十分留意する。また、家屋の倒壊等により、屋内退避が実施できない場合は、屋内退避実施可能な近隣避難所へ退避する旨の情報伝達を行うものとする。

市は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ、防護対策に関する意思決定を、情報と人的資源が不足した状況であっても遅滞なく行う必要があることから、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が市町、その他の防災関係機関等から収集した避難路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る指定避難所としての使用状況に基づき、市に対し、代替となる避難路や避難施設について示すものとする。

## 4. 防災設備・機材の損壊時の対応に係る留意点

### (1) 緊急時モニタリング体制

市は、自然災害による固定型モニタリングポストが被災した場合、県の指示に基づき、可搬型モニタリング機器等の代替測定機器の設置や修理等、必要な対応を取るものとする。

### (2) その他の医療・救助・救急・消火活動体制

医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、市は県内市町を始めとした相互及び関係団体等との協力により、その体制の確保を図るものとする。

## 5. 緊急輸送活動

市は、1により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できる場合は、各道路管理者と協力し、代替輸送路を速やかに確保する。

また県においては、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた輸

送手段の調整を速やかに行う。

#### 第 4 節 災害復旧計画

各編の災害復旧計画の定めるところによる。